

新連載「国際的視点から考える改憲問題」

南スーダンPKO派遣差止訴訟は新たなステージへ

南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団 事務局長・弁護士 池田賢太

第1 はじめに

2016年11月30日、千歳市に住む現職自衛官の母親が、たった一人で国を相手取って南スーダンPKO派遣差止訴訟を提起した。原告の息子は、陸上自衛隊東千歳基地に所属していた。南スーダンPKOの第10次隊が派遣された部隊である。

2015年9月19日、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(以下「安保関連法」という。)及びその1つである改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(以下「改正PKO協力法」という。)が成立し、同月30日公布された。

第10次隊の派遣命令は、2016年3月22日であった。第10次隊は安保関連法制定後初めての派遣であり、改正PKO協力法に基づく「駆け付け警護」及び「宿营地共同防護」の新任務が付与される可能性があった(実際に新任務が付与されたのは、同年11月15日の第11次隊の派遣命令であった。)。原告の息子は、第10次隊の派遣要員とはならなかった。しかし、原告は、一人我が子が派遣されなければよいとは考えなかった。我が子がおかれたであろう過酷な状況に鑑みれば、誰の子どもも殺し殺されてはならない。親としてこれを許すことはできなかったのである。

第2 本訴訟の意義と経緯

本訴訟は、2016年11月30日に訴訟を札幌地方裁判所に提起し、同民事第1部に係属した。第1回口頭弁論期日は、2017年2月21日と指定された。その後、同年6月1日に第2回の、10月17日に第3回の口頭弁論期日を重ねた。

本訴訟は、国連PKOの実態及び南スーダンPKO派遣の違憲性を正面から問う唯一の訴訟である。本訴訟の構成は大きく2つに分かれる。一つは憲法論としてPKO協力法の法令違憲を問うものである。そもそも、国連PKOはその本質を軍事ミッションへと変質していったのであるから、改正前のPKO協力法自体が違憲であった。その上、改正PKO協力法で加えられた新任務である「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」は、軍事用語にいう「奪還作戦」や「陣地防衛」そのものであり、他国軍隊との一体化に他ならない。

今一つは、平和的生存権のさらなる進化・発展である。イラク派兵差止訴訟は、「私は強いられたくない。加害者としての立場を。」というスローガンとして訴訟活動を行い、2008年4月17日の

名古屋高等裁判所判決は、戦争被害者だけではなく加害者にもならないことも平和的生存権の内容として認めた。本訴訟における平和的生存権論は、その延長にあり、さらにそれを進化させるものである。すなわち、「兵士としての権利」が保障されないまま、戦場救護の装備も教育もなされないまま、自衛隊を戦場へ送ることは、派遣される自衛官の命を軽視し、自衛官とその家族の尊厳を踏みにじるものであるから、これらを守ることも国民の平和的生存権の内容をなすものと主張している。加えて、原告の母親としての精神的苦痛が平和的生存権を如実に侵害している。原告は、第1回口頭弁論期日に、次のように意見を述べた。

「私にとって、何よりも大切な自分の息子の命が危険にさらされることは自分の身を引き割られることと同じです。」

「しかし、私は自分の息子さえ無事であればいいとは毛頭考えていません。海外に派遣される一人ひとりの自衛官にはそれぞれに家族がおり、恋人がおり、友人がいます。自衛官の一人でも安保関連法によって命を奪われ、危険にさらされることはあってはなりません。私は、国民を守るために日々厳しい訓練を重ね、大災害などいざというときは危険を顧みず国民を守ってくれる自衛官は国の宝物であると考えています。私の息子に限らず、自衛官が一人でも安保関連法による危険な任務により危険にさらされるのが耐えがたい苦痛なのです。」

第3 派遣差止訴訟は新たなステージへ

原告と弁護団は、この訴訟を進行するにあたり、3つの目標をもってこの裁判を闘っている。

第1に、南スーダン情勢、国連PKOの活動実態、自衛隊の活動の違憲性を明らかにし、勝利判決と自衛隊の一刻も早い撤退を勝ち取ること。第2に、自衛隊員や家族が置かれている深刻な権利侵害を明らかにし、主権者国民が、自らの問題としてこれをとらえること。第3に自衛隊員や家族に本訴訟を知らせ、自衛隊員や家族による追加提訴を実現し、全国的な取り組みとすることである。

このうち、南スーダンから自衛隊を撤退させるという重要な目標はすでに達成したようにも見える。国も、差止請求部分については、すでに部隊は撤退したから訴えの利益がないとして、却下を求めている。そして、多くの国民もすでにこの問題は終わったと思っているかもしれない。たしかに、本年5月31日までに、施設部隊は撤退を完了した。しかし、司令部要員、調整要員については、いまだに派遣が継続されている。このことは、防衛省・自衛隊の機関紙的色彩の濃い「朝雲」において報道された事実である。弁護団は、第3回口頭弁論期日において、南スーダン国際平和協力業務実施計画に基づいて派遣されている指令部分野、連絡調整分野、施設部隊等のそれぞれの要員について、いつ全員が撤退したのか明らかにするよう釈明を求めたが、国は法廷で答えることはせず、検討の結果必要があれば回答するという逃げの姿勢をとっている。

派遣差止訴訟は、いま、新たなステージに入っている。それは、南スーダンPKO派遣の差止というステージから、南スーダンPKO派遣の検証というステージへの移行である。そのためには、徹底した情報開示が必須である。弁護団は、2016年6月2日から9月10日までの数千ページにわたる「南スーダン派遣施設隊日々報告」(いわゆる「日報」)を分析し、約290ページの準備書面にまとめた。この日報は、多くの部分が黒塗りになっているが、その黒塗り部分を除いた日報の記載からでも、2016年6月段階で「抗争」が頻発していること、そしてその「抗争」は実質的に「戦闘」であること、同年7月9日に初めて「戦闘」という言葉が使用されること、繰り返し発生している「ハラメント」事案の存在などが明らかになった。とすれば、黒塗り部分には、厳しい現地情勢を反映して、開示された内容よりもより深刻な「戦闘」の実態、自衛隊に付与された任務を超えた業務(治安業務や他国軍隊との連携など)がUNMISS司令部から出されていたり、それに応じた活動が記載されている可能性が否定できない。人道復興支援が目的の派遣なのであるから、本来秘匿すべきものはなく、むしろ積極的に開示し、現地の状況と活動内容を日本や国際社会に開示することがその派遣目的にかなうはずである。

第4 自衛隊明記が私たちに迫るもの

憲法への自衛隊明記が議論されている。改憲派は、自衛隊の災害救助を強調し、明記によっても何も変わらないと喧伝する。しかし、自衛隊の主たる業務は防衛業務であって、災害救助は従たる業務である(自衛隊法3条参照)。集団的自衛権の行使が安保法制によって認められた現在、明記される自衛隊は専守防衛の自衛隊ではない。他国と一体化して武力を行使する軍隊としての自衛隊である。

自衛隊明記だけで済む問題ではない。憲法によって特別の地位を与えられる実力部隊たる自衛隊の行動を規律するのは市民法ではなく軍法とならざるを得ないし、そうなれば市民法を扱う裁判所ではなく、軍法を扱う特別裁判所(軍法会議)が必要となろう。するとますます、裁判所での権利救済は困難になるし、情報開示を求めることも、裁判を通じた検証も不可能となる。自衛隊明記は、私たちに平和主義の放擲のみならず、基本的人権をも手放すよう迫っていることを、見過ごしてはならない。

※南スーダンPKO派遣差止訴訟における原告提出書面は、弁護団ホームページで公開している(<https://stop-sspko.jimdo.com/>)。なお、次回期日は、2018年3月1日である。